自己点検シート

新製品の発売と同時に「登録療法食マーク」を使用するにあたり、当該製品が療法食基準に適合することを確認してください。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 製品名： |  |  | 記入日： | 年  月  日 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 療法食基準 | 確認事項 | ☑︎ |
| １．療法食の範囲  食事療法に利用する主食または間食のペットフードを言う。なお、以下に示すサプリメント及び特定の栄養成分の補給や嗜好性の増進のみを目的とするペットフードは、療法食に含まれない。   |  | | --- | | ①サプリメント、②飲用水（ミネラルウォーターを含む）、③肉・魚・野菜等の特定の原材料を単に乾燥させただけのもの、④肉や魚にミネラル等の微量栄養成分を配合しただけのもの、⑤嗜好性を増進する目的で他のペットフードと併用して給与するもの |   出典：ペットフード等の薬事に関する適切な表記のガイドライン（ペットフード公正取引協議会） | 主食または間食として利用する犬用または猫用のペットフードである |  |
| ２．療法食の用途と栄養特性  別表は、一般に広く利用される療法食のリストで、食事療法が適応となる特定の疾病又は健康状態に対し、対象動物と重要な栄養特性が記載されている。別表で増減等が定められた栄養成分については、製品中の含有量等を提示できるようデータを保持すること。なお、別表で増減等が定められていない栄養成分については、特定の疾病又は健康状態の管理に必要な種類と量が過不足無く含まれるものとする。 | 当該製品が該当する「食事療法が適応となる特定の疾病又は健康状態」に対して定められた「重要な栄養特性」の要件を満たしている |  |
| 別表で増減等が定められた栄養成分については、製品中の含有量等を提示できるようデータを保持している |  |
| ３．療法食の表示  療法食は、次の１１項目を適切に表示する。その他の表示事項について関連法規（ペットフード安全法、景品表示法、ペットフードの表示に関する公正競争規約、医薬品医療機器等法、他）を遵守すること。   |  | | --- | | ①ペットフードの名称（犬用又は猫用であることがわかるように記載）、②原材料名、③原産国名、④賞味期限、⑤製造業者、輸入業者又は販売業者の氏名又は名称及び住所、⑥ペットフードの目的（療法食である旨を表示）、⑦成分、⑧給与方法（体重、給与回数及び給与量、並びに獣医師の指導に基づいて給与するべきものである旨の注意書き）、⑨内容量、⑩当該療法食が適用される犬若しくは猫の疾病又は健康状態、⑪使用上の注意事項 |   出典：ペットフード安全法［①〜⑤］、ペットフードの表示に関する公正競争規約［①〜⑩］ | 本基準に定められた１１項目について適切に表示されている |  |
| 薬事表現に関する各種ガイドラインに従い、適切な表示がなされている |  |
| ４．療法食の栄養特性の設定根拠  製品仕様に定められた栄養成分の量や比率の調整又は特別な方法による製造について、その設定根拠を明らかにする。なお根拠とは科学的に検証が可能な論文、専門書、学術団体の指針、特許、社内研究等を言う。 | 重要な栄養特性に定められた製品特性について、その設定根拠として科学的に検証が可能な論文、専門書、学術団体の指針、特許、社内研究等が存在する |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 担当者の氏名： |  |  | 署名（または捺印）： |  |